

平成29年10月26日

一般財団法人 日本郵政退職者連盟の概要

1 沿革

- ・昭和39年10月 8日 全国逓信退職者連盟として創立
- ・昭和47年 3月 8日 財団法人逓信退職者連盟へ変更(郵政省許可⇒主務官庁：郵政省→総務省)
- ・平成20年 4月 1日 財団法人日本郵政退職者連盟へ改称
- ・平成25年 4月 1日 一般財団法人日本郵政退職者連盟へ移行(内閣府認可)

2 目的及び事業

<目的> 会員(郵政部内の退職者等)相互の親睦・福祉の増進を図り、高齢者の生きがい、健康づくり及び奉仕活動等を行い地域社会の発展に貢献する。

- <事業>
- ①郵政事業の運営等への協力
 - ②会員の年金・医療等制度等の情報収集及び陳情
 - ③社会貢献活動による地域社会への寄与
 - ④会報の発行等
 - ⑤ 加盟団体会員を対象とする災害見舞保険事業の経営

3 組織

- ・本体は「一般財団法人」としての法人格を有するが、地方団体(11)は任意団体として当連盟に加盟している。

4 役員等

- ・会長：小宮和夫(総括責任者)、専務理事：西川幸喜(業務執行責任者)、理事：浦野修、他10名(地方会会長)、監事2名

5 会員数

- ・91,161名(平成29年9月末現在)

6 災害見舞保険事業

- ・昭和47年5月1日より、会員向けの「災害見舞共済事業」を実施してきたが、平成17年の保険業法改正により、共済事業も保険業法の適用対象となった。
- ・平成25年4月1日から「認可特定保険業者」となる。
 - 当法人は平成24年11月30日付けで総務大臣の認可を受けた。 —

平成29年10月26日

一般財団法人

日本郵政退職者連盟

意見書

当連盟は、郵政事業グループ会社の退職者等を会員とし、「郵政事業の運営に寄与する」ことを主たる目的として結成された団体であります。

郵政事業は平成19年10月に民営化され、この10月で満10年を迎えますが、未だ、他の民間企業にはない上乗せ規制等により、経営の自由度が制約されています。この実情を憂い、このたび、意見書を提出することとしました。

1 これまでの郵政民営化に対する評価

平成24年4月に成立した改正郵政民営化法により、「分社化による弊害の是正」、「郵便局での金融のユニバーサルサービスの確保」など、民営化により生じていた問題点が解消されつつあり、これらについては、一定の評価ができるものと考えています。

また、平成28年4月から、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の預入(加入)限度額が一部引き上げられたこと及び平成29年6月にゆうちょ銀行の「口座貸越しサービス」、かんぽ生命保険の「終身保険・定期年金保険等の見直し」などの一部新規業務が認可されたことについても、一定の評価ができるものと考えています。

しかしながら、未だ、経営の自由度が各種の規制により制限されていることから、日々変化していくお客様のニーズに的確に対応したサービスの提供が不十分とならざるを得ません。そのため、将来的に経営基盤の弱体化を招き、延いては郵便局ネットワークを維持していくことが困難な状況となることも考えられ、危惧しているところです。

2 今後の郵政民営化への期待

(1) ゆうちょ及びかんぽの預入(加入)限度額の撤廃又は引き上げ

ゆうちょ及びかんぽの預入(加入)限度額については、昨年4月からゆうちょは1千3百万円に、かんぽは、加入4年後に追加される額を1千万円にそれぞれ引き上げられましたが、顧客の利便性の向上を図るため、限度額の完全撤廃又は更なる引き上げを切望します。

(2) 新商品・新サービスに係わる規制の撤廃

民間金融業界は「ゆうちょ及びかんぽ事業は全株式を放出しない限り、暗黙の政府保証があるため、民間との公正な競争条件が整っていない」とし、政府による新規業務の認可に反対しています。しかし、実態は、他の民間金融機関と同様に税金・預金保険料等を支払うなど、競争条件としての有利性のないことは明らかであります。むしろ、郵便局で扱う貯金・保険については、郵便と同様のユニバーサルサービスが課されており、逆に、他の金融機関に比べ著しく不公平な扱いを受けています。

この状況下では、お客様ニーズに的確に対応することも出来ず、事業基盤の弱体化を招くこととなり、事業の存続が危ぶまれます。

その意味で、新商品・新サービスに係わる規制の撤廃を強く切望します。

(3) 郵便局ネットワーク維持に向けた政府の措置

改正郵政民営化法第7条の2で、日本郵政及び日本郵便株式会社に郵便・貯金・保険の三事業のユニバーサルサービスが課され、郵便局で一体的に利用できるよう郵便局ネットワークを維持し、公益性及び地域性が十分発揮されるよう明記されています。そして、同法第7条の3で、政府はこの責務の履行の確保が図れるよう必要な措置を講ずると規定しています。

しかし、同法が施行され、5年が経過する現時点においても、具体的な措置がなされていません。今後、早期に具体的な措置内容を明確化し、その確実な履行を切望します。

(4) 消費税の特例措置の創設

日本郵便株式会社には金融のユニバーサルサービスの提供義務が課されており、関連銀行及び関連保険会社から業務委託を受けて、銀行窓口業務・保険窓口業務を提供しています。現在、委託業務には消費税が課されていますが、金融のユニバーサルサービスを安定的に提供できるよう、関連銀行等が日本郵便株式会社に支払う窓口業務委託手数料に係る消費税について、特例措置を創設していただきたい。